

納税環境整備に関する専門家会合（第8回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和4年10月19日（水）15時58分

場 所：WEB会議（財務省国際会議室を含む）

### ○松汐主税局税制第一課企画官

昨年の専門家会合におきまして、記帳水準の向上や記帳の状況などに関する税務執行上の課題などの論点につきまして、委員の皆様の間で御議論いただきました。その内容につきましては、昨年11月の総会で岡村座長から御報告いただきまして、記帳水準の向上、適正申告を図るための今後の議論の方向性をお示しいただいたところでございます。

本日の専門家会合におきましては、こうした議論も踏まえまして、納税者の利便性と申告内容の適正性を同時に向上させるための税務手続のデジタル化につきまして、国税庁・財務省・総務省から説明をいたしました。

次回の専門家会合の開催につきましては、決まり次第、追って事務局からお伝えする予定でございます。

### ○記者

マイナ保険証みたいに、デジタル庁が主導して実質義務化されることで、税制において具体的にこういうふうになることが予想されるみたいなものは何かビジョンとしてあるのでしょうか。

### ○松汐主税局税制第一課企画官

所得とか資産の把握という観点で言えば、カードではなくて、マイナンバーは既に付与されております。とりわけ、金融機関・証券会社といったところに対して番号を告知するとか、生命保険とかも金融取引については番号を付与して金融機関の方で管理していただくというのは既に始まっている話でございます。

カードそのものの話というのであれば、e-Taxの観点の部分だけかなと思っています。私のぱっと見のイメージだけで、若干違うところもあるのかもしれませんが、資産と所得の把握という観点からすると、番号で基本的に目的は既に進んでいるところであろうかと思っています。

当然、マイナンバーカードをお持ちの方が増えれば、e-Taxをしていただく方が増えていくという形になるかと思しますので、本人がどうしても税務署に来て質問しながら作りたいということはあるかと思いますが、自宅からでも申告をしやすい環境は整っていくのではないかと理解をしているところでございます。

### ○記者

たしか、イギリスとかだとリアルタイム所得把握というか、それに近いような仕組みが構築されている国もあると思うのですが、日本におけるそういった分野の議論はどの段階にあるのかというのがもし分かれば。

## ○松汐主税局税制第一課企画官

いわゆる年末調整が年末調整ではなくて、イギリスみたいにリアルタイムといえますか、仮にお給料が月に1回とするとすれば月々に調整される。イギリスのものをそのまま日本で言うとそういう仕組みになるのだと思います。そこについての検討状況という、年末調整をどうするのかという議論になろうかと思いますが、昔、政府税調等々で御議論があったかと思いますがけれども、議論としてはその段階で、検討中という状況だろうと思っています。

他方、今般御説明させていただいたとおり、事業者が提出する情報がデジタル化するようになれば、そういった毎月の調整が事業者にとって逆に御負担になるかどうかというのはまた別の議論だと思いますけれども、年末調整にかかるコストが小さくなる余地はあるのだろうと思っています。

それに対する環境をつくっていくためにも、第三者情報のデジタル化が必要になってくるのだろうと思っていますけれども、そこも含めた根拠法の議論につきまして、また総会に御報告しながら御検討いただくものだろうと考えています。

[終了]